

一般競争入札公告

一宮市告示第 34 号

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に基づき行政財産である一宮市役所本庁舎の一部を貸付けする方法により、飲料水等の自動販売機の設置者（以下「設置事業者」という。）を決めるにあたり、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号。以下「契約規則」という。）第 35 条の規定により公告する。

令和 5 年 1 月 25 日

一宮市長 中野正康

1. 入札に付する事項

- (1) 物件名 一宮市役所本庁舎自動販売機設置場所の貸し付け
- (2) 貸付場所等

物件番号	設置場所	台数 貸付面積	最低貸付料 (3年分)
1	本庁舎 1 階 自動販売機コーナー	1 台 約 2 m ²	161,928 円
2	本庁舎 11 階 南側自動販売機コーナー北	1 台 約 2 m ²	161,928 円
3	本庁舎 11 階 南側自動販売機コーナー南	1 台 約 2 m ²	161,928 円
4	本庁舎 11 階 北側自動販売機コーナー	1 台 約 2 m ²	161,928 円

※1 貸付面積には、使用済み容器の回収ボックススペースを含む。

※2 自動販売機の機種により商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障があるかどうかは事前に現地で確認すること。

※3 設置場所の詳細については別紙「自動販売機設置場所平面図」のとおり。

(3) 機器等の仕様

ア 物件番号 1 については「『本庁舎 1 階自動販売機コーナー』に設置する自動販売機の仕様書」のとおり

イ 物件番号 2 については「『本庁舎 11 階南側自動販売機コーナー北』に設置する自動販売機の仕様書」のとおり

ウ 物件番号 3 については「『本庁舎 11 階南側自動販売機コーナー南』に設置する自動販売機の仕様書」のとおり

エ 物件番号 4 については「『本庁舎 11 階北側自動販売機コーナー』に設置する自動販売機の仕様書」のとおり

(4) 貸付期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 貸付料 入札書に記載された金額（以下「応札金額」という。）を各年度分（4 月 1 日から翌 3 月 31 日）に 3 等分し、それぞれに各会計年度における年度末（3 月 31 日）時点の消費税法及び地方税法の施行内容による税率を適用し、その金額の総額を貸付料（契約金額）とする。
なお、応札金額を 3 等分した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、初年度分、次年度分は 1 円未満の端数を切り捨て、その端数は最終年度に加えることとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次の掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 政令第 167 条の 4 に該当していないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 一宮市内又は近隣市町に本店、又は契約行為ができる支店、営業所又は事業所を置いていること。なお近隣市町とは下記の表の通りとする。

（近隣市町一覧）

愛知県	江南市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、清須市、名古屋市、津島市、小牧市、春日井市、犬山市、愛西市、あま市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、西春日井郡豊山町
岐阜県	岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町、大垣市、瑞穂市、安八郡安八町、安八郡輪之内町、海津市

(4) 自動販売機の設置業務において 3 年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理及び運営をする飲料用自動販売機を公共施設等に設置した実績があること。

(5) 下記に掲げる市税、県税及び国税の未納がないこと。

市税	(法人の場合) 法人住民税、固定資産税、軽自動車税 (個人の場合) 個人住民税、固定資産税、軽自動車税
県税	(法人の場合) 法人事業税、法人県民税、自動車税 (個人の場合) 個人事業税、自動車税
国税	(法人の場合) 法人税、消費税及び地方消費税 (個人の場合) 所得税、消費税及び地方消費税

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 公告日から開札日までの期間において、愛知県及び一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (9) 公告日から開札日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

3. 契約に関する条件

- (1) 自動販売機の設置は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、自動販売機を設置する場所を貸付する方法で行う。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) 契約金額は、1(5)に定める貸付料の総額とする。
- (4) 貸付料の請求方法については、契約期間中の会計年度毎に、一宮市が 1 年分の貸付料の納付書を交付し、指定する期限までに納付するものとする。
- (5) 貸付料を納付期限までに納付しない場合の延滞金は、その納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算して得た額とする。
- (6) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。
- (7) 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状復帰に際し、設置事業者は一切の補償を一宮市に請求することはできない。
- (8) 光熱水費についても、設置事業者の負担とする。設置事業者において、各自動販売機に計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を月単位（水道を使用する際には隔月）で一宮市が交付する納付書で指定する期限までに納付するものとする。なお水道の供給方法については、一宮市と協議し、許可を得た方法に限る。
- (9) 設置事業者は、当該契約に係る自動販売機の毎月の売上状況を、毎月一宮市に報告しなければならない。
- (10) 設置事業者は、関係法令等を遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行わなければならない。

4. 入札参加申込書の提出方法

入札参加希望者は、入札参加申込書などの提出書類を、下記期間中に、下記提出場所まで**直接持参**すること（郵送は不可）。提出書類（様式 1～3）は「一宮市公式ウェブサイト」→「事業者向け情報」→「入札情報」→「市役所本庁舎に関する入札情報」

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/zaimu/shisankeiei/1044232/1044233/1054390.html> からダウンロード。

(1) 申込受付期間

公告日から令和5年2月1日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

一宮市役所財務部資産経営課

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎5階

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式第1）

イ 委任状（様式第2）

ウ 誓約書（様式第3）（代理人により入札する場合には、本人の誓約書）

エ 証明書（発行から3カ月以内）

法人の場合・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

個人の場合・・・住民票の写し

オ 入札告示の日から過去3年以内に国、県、地方公共団体に、自らが管理運営する飲料用自動販売機を設置した実績を証明する使用許可証又は契約書の写し

カ 国税、県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことの証明書）

（対象は直近年度1年分であり、発行日から3カ月以内のものとする。）

国税・・・（個人）「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

※その3の2 未納がないことの証明

（法人）「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

※その3の3 未納がないことの証明

県税・・・（個人）「個人事業税」及び「自動車税」の納税証明書

（法人）「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の納税証明書

市税・・・（個人）「個人住民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税」の納税証明書

（法人）「法人住民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税」の納税証明書

5. 質問受付

(1) 質問受付期間

令和5年2月2日（木）から2月7日（火）午後1時まで

(2) 質問方法

質問はメールでのみ受け付ける。一宮市役所財務部資産経営課のメールアドレスに送付すること。質問の回答については、令和5年2月8日（水）に入札申込参加者にメールで回答するとともに、同日市ウェブサイトに掲載する。

資産経営課メールアドレス：shisankeiei@city.ichinomiya.lg.jp

6. 入札執行の日時

令和5年2月13日（月）	物件番号1	14時00分
	物件番号2	14時15分
	物件番号3	14時30分
	物件番号4	14時45分

7. 開札執行の日時

入札後直ちに行う。

8. 入札・開札執行の場所

一宮市役所本庁舎 7階 701 会議室

(ただし、変更する場合がある。)

9. 入札の無効

契約規則第 37 条の規定に該当する入札及び本公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除 (契約規則第 39 条第 1 項第 2 号による)

(2) 契約保証金 免除 (契約規則第 8 条第 3 号による)

11. 入札金額

(1) 入札金額は 1(4) の貸付期間中の賃借料の総額を記入しなければならない。

(2) 入札書に記載された金額の 100 分の 110 を乗じた金額の合計を契約金額とする。そのため入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 の金額の合計に相当する金額を入札書に記載すること。

12. 開札

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

(2) 落札者は、一宮市の最低貸付価格以上の最高の価格をもって決定する。ただし落札者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは、くじびきによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札の関係ない職員にくじを引かせるものとする。提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(3) 開札の結果、最低貸付価格に達する入札がない場合は、直ちに再入札を行うものとする。ただし、入札回数は合計で 3 回以内とする。

13. 入札の取りやめ

次の場合には、入札を取りやめ、中止又は延期することがある。

(1) 談合についての情報があったとき又はその疑いがあるとき。

(2) 予期しない事態が発生したとき。

14. 契約の締結

(1) 契約書の条項については別紙契約書 (物件番号 1 については様式 5-1、物件番号 2 については様式 5-2、物件番号 3 については様式 5-3、物件番号 4 については様式 5-4) のとおり。(ただし、法令改正により内容が変わることがあります。)

(2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とする。

(3) 一宮市と契約する名義は申込者名義で行う。

15. 本庁舎への自動販売機設置による売上及び現在の設置場所

市役所本庁舎に設置した自動販売機の売上本数については別紙「本庁舎自動販売機売上本数一覧表」のとおり公表する。

なお、一宮市役所本庁舎については平成 26 年 5 月 6 日に供用開始し、供用開始と同時に自動販売機を 4 台設置している（1 階自動販売機コーナー 2 台と 11 階南側自動販売機コーナー 2 台）。ただし、1 階の 1 台については平成 27 年 3 月 31 日に撤去した。

また、平成 27 年 9 月に本庁舎西側の自走式立体駐車場内に 2 台、平成 28 年 4 月に市役所屋外トイレ横（葵公園南）に 2 台、平成 29 年 4 月に 11 階北側自動販売機コーナーに 1 台、追加設置している。

16. その他

その他定めのないことに関しては、契約規則等に定めるところによる。

当該入札の詳細について、不明な点は一宮市財務部資産経営課に照会すること。

一宮市 財務部資産経営課 庁舎管理担当

所在地：〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号（一宮市役所本庁舎 5 階）

電 話：0586-28-8961 F A X：0586-73-9214

E メール：shisankeiei@city.ichinomiya.lg.jp